

静岡県コミュニティソーシャルワーク研究会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当会は「静岡県コミュニティソーシャルワーク研究会」と称する。

(事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を静岡県沼津市下香貫楊原762-21（特定非営利活動法人絆内）に置く。

2. 当会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当会は、静岡県及び近県のソーシャルワーカー及びコミュニティソーシャルワークに係わる者を会員とし、支援を必要とする人やその家族をはじめ地域住民の抱える個別課題及び地域課題を見出し、地域資源のネットワーク構築や新規地域資源を創造すべく会員各自の質的向上を図り、ひいては地域の福祉力の向上に寄与することを目的とする。この目的を達成するために次の事業を行う。

(1) コミュニティソーシャルワークの増進を目的とする下記の事業。

- ①コミュニティソーシャルワークに係るソーシャルワーカーの職能の向上に関する事業。
- ②コミュニティソーシャルワークに係るソーシャルワーカーが必要とする研修及び情報の提供に関する事業。
- ③コミュニティソーシャルワークに係る調査研究事業。

(2) 前号に掲げる事業に附帯又は関連する事業。

第3章 会 員

(種 別)

第4条 会員は次の2種とする。

(1) 正会員は、コミュニティソーシャルワークに係わる者であって、当会の目的及び事業に賛同して入会した者。

(2) 賛助会員は、当会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(正会員の権利)

第5条 当会の企画、運営する事例検討会、研修、勉強会等の諸会合への参加費は無料とし、総会での議決権を持つ。

(入 会)

第6条 入会は希望によるものとし、当会の目的を理解し、当会の主催する事例検討会、研修、勉強会等に参加するよう努力し、当会の運営を各自の立場で推進する意思を持つ

ている者で、会長が別に定める所定の手続きを経て会費を納入した者を会員とする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費を1年以上納入しないとき。(自動退会)
- (4) 当会の目的に反し、また組織を著しく混乱させる行為を行った場合で、除名されたとき。(強制退会)

(退 会)

第9条 正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、出席した会員の議決権の4分の3以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当会の規約又は規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(経費の負担)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の経費は、返還しない。

第4章 役員

(種類及び定数)

第12条 当会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 数名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 支部長 3名 (東部・中部・西部各支部1名)
- (5) 各委員長 数名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 査 2名

2. 役員員の員数を欠くこととなるときに備え、補欠の役員を選任することができる。

(職 務)

第13条 会長は、当会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が

あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 監査は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は運営委員会に報告すること。

職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められると

(任期)

第14条 役員の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任はこれを妨げない。

2. 任期満了前に退任した役員の補欠として、または増員により選任された役員の任期は、前任者または他の在任役員の任期の残任期間と同一とする。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席した会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、解任することができる。この場合、当該役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第16条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関する事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第17条 当会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が正会員以外の者の中から委嘱する。
3. 相談役は、会長の求めに応じて当会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が当会の役員経験者の中から委嘱する。
4. 顧問及び相談役は5人以内とする。

第5章 総会

(種別)

第18条 当会の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(議決権)

第19条 この規約で別に定める場合を除き、総会における議決権は、正会員1名につき1とする。

(権能)

第20条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、当会の運営に関する重要な事項を議

決する。

(開 催)

第21条 定時総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員現在数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第3項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第22条 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から31日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第23条 総会の議長は、総会の決議により役員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、会員の議決権の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第25条 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について他の会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第6章 運営委員会

(構 成)

第28条 当会に運営委員会を置く。

2. 運営委員会は、各役員をもって構成する。
3. その他会長が必要と判断した者の参加を認める。

(権 能)

第29条 運営委員会は、この規約に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の招集に関する事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 当会の業務執行の決定
- (4) 役員職務の執行の監督

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第30条 当会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第31条 当会の財産は会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第32条 当会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 当会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に、総会において出席した会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、会長は、運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告、決算及び剰余金)

第35条 当会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議決を経て、定時総会に提出しなければならない。

2. 前項の規定により提出された事業報告及び計算書類は、総会において出席した会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
3. 当会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第36条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第37条 この規約は、総会において会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第38条 当会は、総会において会員の議決権の4分の3以上の議決その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 当会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の委員を置く。
3. 事務局長及び委員は、会長が任免する。

第10章 附 則

1. この規約は、令和5年4月1日から施行する。